

## 第7章 史跡 本證寺境内を地域に根ざし、 「まちづくり」の中心とする活用計画

### 第1節 基本方針

国指定史跡 本證寺境内を地域に根ざし、「まちづくり」の中心とする活用計画についての目的、方針、内容を次のとおり設定する。

- 目的 魅力的な活用整備をすることで、「まちづくり」の中心とする。
- 方針 イベントやボランティア活動を支援し、誇りや郷土愛を育み、連帯感を高める。  
「まちづくり」の中心となる、歴史や文化を継承する風土や人材を育てる。
- 内容 1) 地域住民やボランティア団体と協働し、地域が中心となって運営する。  
2) 観光客とともに市民が参加できるイベントを、地域主体で計画する。  
3) 学校教育と連携し、若い人材を育てていく。  
4) 本證寺周辺の住民意識が向上するよう図り、「まちづくり」ルールを検討する。  
5) ウォーキングやサイクリングの環境を整備し、健康づくりにも活用できるようにする。

### 第2節 現状と課題

#### (1) 現状

- ・「まちづくり」に関する勉強会が開催されている。
- ・アートフェスティバル in 本證寺が開催されていた。
- ・本證寺ハスの会や安城ふるさとガイドが継続的に活動。
- ・「おきょうえんさん」が継続して実施されている。
- ・家来三十軒地区で新しい住宅建設が見られる。
- ・地区に近接してコンビニエンスストアが建設された。



7-2-1 本證寺祭り

#### (2) 課題

##### 【運営における連携方法】

- ・各種団体及び檀家などとの協力、協働関係の構築が必要。
- ・安城市の立ち位置を明確にすること（地元主体のスタンス・政教分離原則）が必要。
- ・学校教育との連携が必要。
- ・「まちなみ景観ルール」の運用が必要。
- ・地域として盛り上げていくイベント等の計画（運営主体、種類、数、規模、助成等）の検討が必要。
- ・観光地として位置付けと特産品等の開発の検討が必要。
- ・健康づくりへ活用する方策（ウォーキングコース・「歴史の散歩道」の整備）検討が必要。
- ・ウォーキングイベントの開催が必要。
- ・ボランティアへの参加促進、育成が必要。
- ・導入施設（ガイダンス施設、明治時代の古民家をリノベーションした「おもてなしの場」）の運営方法の検討が必要。

### 第3節 地域住民、町内会、檀家などとの協力関係

本證寺をはじめ地域の歴史をよく知り、連携し、活動することで連帯感や地域に対する誇りや愛着心が醸成されると考えられる。

本證寺が地域に根ざした「まちづくり」の核となり、まちのアイデンティティを創出し、本證寺が地域に愛着及び満足度を高める施設となるようにする。

このため、勉強会を継続し、段階的に「まちづくり」活動の実践につながるよう進める。



7-3-1 勉強会の様子

#### ■勉強会イメージ

【勉強会イメージ（STEP1）】（地区を知る）

<第1回勉強会> 『まちづくりの良い所・悪い所を考えよう!』

<第2回勉強会> 『みんなで地区の生い立ちを考えよう!』

・地名 ・祭り ・昔話 ・料理（料理、おやつ） ・ならわし ・風景

<第3回勉強会> 『マップづくりをしよう!』（昔の・・・）

・みち ・建物 ・遊び

<第4回勉強会> 『みんなで地区を歩いて観察してみよう!』

<第5回勉強会> 『マップづくりをしよう!』（今の・・・）

【勉強会イメージ（STEP2）】

地区の将来像を考える（アンケート・小学生とまち歩き・地区の将来像検討）

【勉強会イメージ（STEP3）】

地区の将来像を共有する（イベント・実践活動の検討及びプレ活動・組織化の検討）

【勉強会イメージ（STEP4）】

「まちづくり」活動を実践する（イベント・実践活動・広報活動）

## 第4節 ボランティア団体などとの協働

### (1) 基本的考え方

整備後の史跡等が未永く地域資産として愛されていくためには、史跡等を地域住民の自発的な活動を誘発する場としていく仕組みが必要である。

整備計画の策定段階では、まち歩きや現地踏査、意見交換会等、整備段階では植栽など、管理運営の段階では日常的な清掃や除草等、活用の段階では、来訪者への案内や解説、体験学習の指導等、計画から活用まで継続的に市民活動の場として機会を提供し、PRし、これらの活動を支援していくことが必要である。

### (2) 具体的な取組イメージ

ボランティア団体が活動する場所については計画段階からできる限り意見を求め、ボランティア団体が活動しやすいようにするための方策や設備、収納など、できる限り細かな要望やアイデア等を反映させていくことが望ましい。

また、これらボランティア組織がそれぞれ独自に活動するのではなく、お互いの活動の効果をさらに高めるために複数の団体や地域が連携して「まちづくり」を行う機会づくりが必要であり、連携によりコミュニティを高めることにもつながる。

これらのそれぞれの活動や連携した活動の話し合い、休憩する場等についても必要である。

ボランティア団体以外にも、例えば近隣の企業の社会貢献活動（地域還元活動）等と連携し、企業名を冠した寄付講座などを展開することなども考えられる。公開講座とすれば、社会教育にも寄与し、地域にあった建物修景やデザインを企業が意識するきっかけとなることも考えられる。



7-4-1 ガイドボランティア



7-4-2 ハスの会による堀の清掃

## 第5節 学校教育との連携

### (1) 基本的考え方

行動基盤が地域に密着していることが多い小学生や中学生の豊かな感受性を刺激し、地域の歴史的、文化的成り立ちを理解できる人材として育成していくことは、地域文化の継承と創造のみならず豊かな「まちづくり」を進めていく上でも有効であり、地域に対して愛着や誇りが持てるようにすることが必要である。

「まちづくり」を行うにあたり、将来に向けて景観や環境を形成する際にも、現状を悲観的に否定するばかりではなく、多様に発展させたものとして将来を思い描くべきである。

また、文化的、歴史的環境の学習の位置付けや、学校と地域との連携、子どもたちが史跡と身近に触れあえる場づくり、伝統文化への関心を高めることは、地域の後継者づくりにもつながることから重要である。

「まちづくり」教育については、地域に出て、景観そのものを体感し（気付き）、景観や具体的な「まちづくり」について学び、「まちづくり」のために活動する、という3つの段階がある。

子どもについては、「小学生」、「中学生」などといった区分ができる。また、小学生でも中学年や高学年では理解力の程度や関心の持ち方は大きく異なる。

学習には、まずはじめに気付きがあり、その後に調べ、考え、実践するという過程がある。「まちづくり」教育についても、この流れで組み立てていくことが肝要である。特に子どもが対象である場合には、景観の何たるかを教え込むというのではなく、景観（のよさ）に気付くきっかけを与え、興味をもたせるようなやり方を取る 것이重要である。

### (2) 具体的な取組イメージ

具体的な授業の時間については、総合的な学習の時間を活用することが有効であると考えられるが、その他社会科や図工・美術等の時間の中で行うことも考えられる。「まちづくり」教育が持つ教科横断的な特徴を踏まえれば、他の教科等における学習を地域の景観や「まちづくり」活動と関連させながら行うことも十分に可能であるし、このような取組が地域の伝統や文化に対する理解を深めることなどにも役立つであろう。また、環境教育と連携して進めることも効率的だと考えられる。

学校から高等学校にかけての期間においては、生徒たちが「まちづくり」活動に触れることや「まちづくり」の専門家と接することなどが、将来の担い手を生み育てる効果を持つことも期待できることから、そのような機会を得やすくする工夫を講じることも有効である。



7-5-1 まち歩き（他市）



7-5-2 まち歩き後の意見交換会（他市）

## 第6節 「まちづくり」ルールの検討

国史跡 本證寺境内の周辺地区として、適切な景観を維持していくためには、住民の協力が不可欠である。なかでも、住民が主体的になって作り上げる「まちづくり」ルールがあることが望ましい。最終的には住民の意思に委ねられるため、ここではその方法と体系について整理しておく。

### (1) 「まちづくり」ルールの方法

地域の「まちづくり」ルールを実現するためには、4つの方法がある。

#### ①地区計画

- ・一定規模以上の地区について都市計画法に基づき行政が定める。
- ・都市計画の基準に沿った内容しか定められない。
- ・地区に対して誘導・規制がかかる。
- ・新しく権利者となった方にも継承する。

#### ②建築協定

- ・権利者の全員同意によって締結する。
- ・内容は細かく決めることができる。
- ・協定の内容によっては行政を通じて公告することもできる。
- ・公告をした場合は新しく権利者となった方にも効力が継承される。

#### ③任意の協定

- ・権利者の相互同意によって締結する。
- ・内容は細かく決めることができる。
- ・新しく権利者となった方には改めて同意をもらう必要がある。

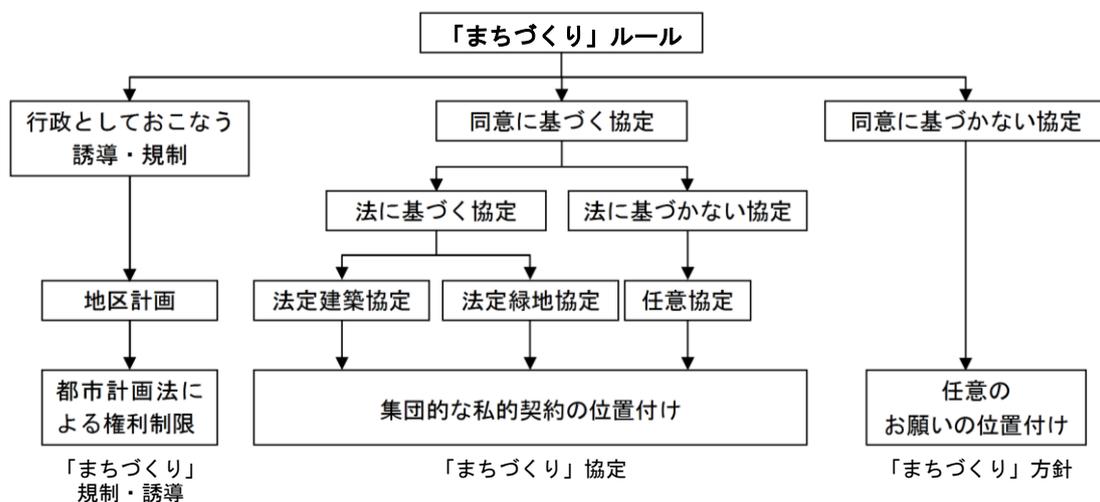
#### ④「まちづくり」方針

- ・権利者の有志によってまちなみづくり方針を定める。



### (2) 「まちづくり」ルールの体系

「まちづくり」ルールの体系は次のとおりである。



7-6-1 「まちづくり」ルールの体系

### (3) 「まちづくり」ルール事例

#### (1) 地域の景観を守る取組①

岐阜県各務原市の鶉沼宿は中山道の宿場であり、沿道に本陣・脇本陣・問屋・<sup>はたご</sup>旅籠などが配置されていた。

西町の北側には、本陣兼問屋桜井家と脇本陣坂井家が並び、東町の南側に問屋（幕末に兼脇本陣）野口家があり、また、昔は道路の中心部には水路が流れていた。

数年前までは、当時の趣が残る伝統的な町屋も少なくなり、市民の記憶からも失われつつある状況となっていた。しかし、この地区の歴史性は重要な景観資源であるため、今後、完全に失われることがないように景観的側面からも保全と再生を考えていくことが必要であることから、各務原市景観計画の中の重点風景区域の一つに位置付けられた。

風景づくりのテーマは「宿場町としての歴史的まち並みの再生」、良好な景観の形成に関する方針は「歴史的な文化遺産の保全、復元、活用を図りつつ、鶉沼宿及び宿場町としての歴史的街道にふさわしいまち並みの再生と創出、及び歩行者が安心して歩ける道づくりを行うこと」として、沿道建物の修景や道路修景等の景観形成を図ってきた。

また、「鶉沼宿まちづくりの会」は地元市民を中心に発足し、鶉沼宿の価値を考えた歴史的まちなみの保存・創造をはかり、美しい景観を将来へ継承していくことを目的としている。

その他にも「鶉沼宿ボランティアガイドの会」では、鶉沼宿界隈のガイドやウォーキング、講座などのイベントを行っている。

このように、住民、行政が一体となり、景観形成を図っている。



ボランティア活動（ぎふまちはっけん隊HPより）



整備前の鶉沼宿



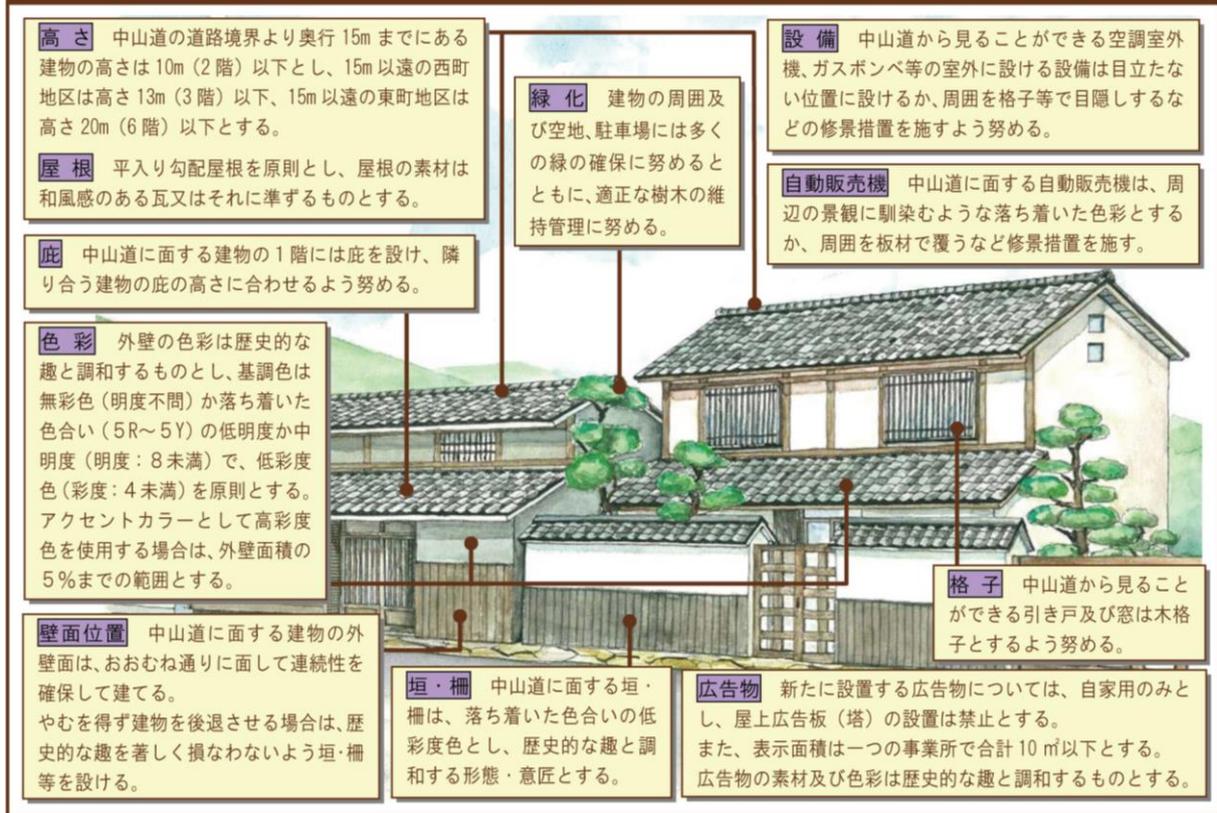
現在の鶉沼宿（各務原市HPより）



現在の鶉沼宿（各務原市HPより）

#### 7-6-2 地域の景観を守っている事例

## 中山道鶴沼宿地区 風景形成基準



7-6-3 地区の風景形成基準

### (2) 地域の景観を守る取組②

安城桜井駅周辺土地区画整理事業地区内では、地球にやさしいまちづくりのため、桜井まちづくり憲章、家をたてる際の独自のルール (桜井まちなみ景観ルール) 及び地球にやさしい生活をするための「桜井環境行動6」を定めている。

同地区内には5棟の環境共生型住宅からなる「エコタウン桜井」が整備されており (桜井地区の地域住民を中心に構成される「桜井駅周辺地区まちづくり委員会」の環境景観歴史部会にて愛称を「エコタウン桜井」と決定)、安全・快適な仮移転住宅を提供することによって仮移転に伴う移転者の居住負担を軽減し、区画整理事業の進捗促進を図っている。

また、当該住宅をモデル的な環境共生型住宅として整備することにより、移転者及び地域住民にその普及啓発を行い、環境にやさしい住宅の建設促進を図っている。

このように、まちなみ景観ルールでは全地区、環境保全地区、うるおい重点地区、景観重点地区ごとに独自ルールが定められ、自主的にまちなみ景観を守る取組がなされている。

## 桜井環境行動6とエコタウン桜井

地球にやさしい生活のすすめ

桜井駅周辺地区まちづくり委員会では、環境にやさしいまちづくりのため、「地球にやさしい生活しよう～桜井環境行動6～」を定めるとともに、「エコタウン桜井」の建設を提案し、実現しています。

エコタウン桜井の住宅を参考にしていただき、地球にやさしい生活をしましょう。

### 桜井環境行動6

- 行動1. 草花や樹木を育てよう
- 行動2. 自動車よりも自転車に乗ろう
- 行動3. 水はできるだけ汚さないで、大切に使う
- 行動4. こみは正しく分別し、使えるものはリサイクルしよう
- 行動5. 生ごみをたいねいにして、活用しよう
- 行動6. 地域のまちづくり活動に積極的に参加しよう



## エコタウン桜井 桜井の四季、里の彩り

.....エコタウン桜井は地球にやさしい環境共生型の住まいです。.....

エコタウン桜井は、環境共生型住宅を創るために整備されたモデル住宅です。また、安城桜井駅周辺地区区画整理事業に伴う駅前利用住宅として実際に活用されています。住まわったことのある、(桜井環境行動6)を実践するため、環境に配慮した様々な住宅設備を採用するとともに外観にも工夫を凝らしています。



## ようこそ 私たちのまちへ

安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業地区内では、地球にやさしいまちづくりのため、桜井まちづくり憲章、家を建てる際の独自のルール(桜井まちなみ景観ルール)及び地球にやさしい生活をするための桜井環境行動6を定めています。

これらのルールを守り、住みよいまちづくりを進めましょう。

桜井駅周辺地区まちづくり委員会

## 桜井まちづくり憲章

住みやすく愛着のある美しい桜井にするために... みんなで憲章を守りましょう。

- ①歴史や文化を大切に、孫子の代まで誇りを持てるまちをつくりましょう。
- ②田園風景になじむよう、緑豊かな美しいまちなみをつくりましょう。
- ③温かい地域の絆を受け継いで、周囲に配慮した建物をつくりましょう。



問い合わせ先/桜井駅周辺地区まちづくり委員会事務局

安城市役所区画整理課 TEL:0566-76-1111(代表)/0566-71-2246(直通) FAX:0566-76-0066

7-6-4 桜井まちづくり憲章

## 桜井まちなみ景観ルール

### 景観保全地区

#### <ルール>

- 和風な建物の場合
  1. 周囲のまちなみの雰囲気を保全するため、建物の外観は、和風を基本としたデザインとさせていただきます。
  2. 道路沿いにはできるだけ和風を基本としたデザインの塀や生垣をつくってください。
  3. 緑豊かなまちなみの雰囲気を保全するため、屋根などで緑化してください。
- 洋風な建物の場合
  1. 和風のまちなみに調和する形状、色彩とさせていただきます。
  2. 屋根の形状は切妻屋根とさせていただきます。
  3. 色彩については、壁面は茶系または茶系の濃い目の色、壁面は無彩色(白・黒)または茶系とさせていただきます。
  4. 外装には道路境界沿いにブロック積み等を行う場合は和風影石など自然石もしくは自然石風のブロックなどとしてください。

#### <まちなみのイメージ>

桜井城址が程近くにあり、歴史の散歩コースにもなっている地区であることから、和風の落ち着いた雰囲気と、生垣や庭木などの緑を線としたまちなみをつくりましょう。



### うるおい重点地区

#### <ルール>

1. ゆとりのあるまちなみをつくるため、道路境界線より1m以上、建物の外観(塀等は含まず)が、壁の無いカーポートは設置していただき、壁の無いカーポートを1.5m以上格天井、また、花壇や植栽などで緑化してください。
2. 圧迫感のない明るいまちなみをつくるため、道路沿いに緑をつくる場合は、ブロックなどの目隠しは避け、生垣や透視性のあるフェンスなどとしてください。

#### <まちなみのイメージ>

先行して住宅の建設が進む地区であることから、他地区のモデルとなるような公園を取り囲んだ緑豊かなうるおいのある底層住宅地地をつくりましょう。



### 景観重点地区

#### <ルール>

1. ゆとりとうるおいのあるまちなみをつくるため、都市計画道路の道路境界線より50cm以上、建物の外観(塀等は含まず)が、壁の無いカーポートは1.5m以上格天井、また、花壇や植栽などで緑化してください。
2. 圧迫感がなく歩いて楽しいまちなみにするため、都市計画道路沿いはブロック塀などの目隠しは避けてください。
3. 落ち着いたまちなみをつくるため、屋外広告物は壁面の上部に設置しないでください。

#### <まちなみのイメージ>

桜井駅周辺は、桜井駅とデパートを結ぶ地区であることから、歩いて楽しいおしゃれなまちなみをつくりましょう。周辺桜井線沿いは、大型店が、桜井と他地区を結ぶ交通量の多い地区になることから、規模の大きなまちなみをつくりましょう。



### まちなみ景観ルール対象区域図



### 全地区

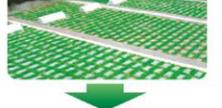
#### <ルール>

うるおいのあるまちなみにするため、道路沿いの駐車場の一部を緑化してください。

#### ●住宅の場合の例



#### ●店舗の場合の例



### 緑づくりの補助事業

緑化面積が80㎡以内はこちら

#### 生垣設置等奨励補助金制度

住宅や店舗において、公道に面している場所に生垣を設置する場合、苗木代などを補助します。

対象区域 景観重点地区

対象内容 住宅や店舗において、公道に面している場所に生垣を設置する場合、その費用の一部を補助します。

対象内容 景観重点地区

緑化面積が80㎡を超える場合はこちら

#### 生垣設置等奨励補助金制度

住宅や店舗において、公道に面している場所に生垣を設置する場合、苗木代などを補助します。

対象区域 景観重点地区

対象内容 住宅や店舗において、公道に面している場所に生垣を設置する場合、その費用の一部を補助します。

対象内容 景観重点地区

7-6-5 桜井まちなみ景観ルール

## 第7節 地域として盛り上げていくイベント等の計画

### (1) 基本的考え方

アートフェスティバル in 本證寺の継続や「まちづくり」の企画、運営などを今後、住民と協働して検討していく必要がある。

地域の問題課題を整理し、それらを解決していくための組織づくりや地域での意識の共有などのイベント等を介して行っていくこととする。

地域の問題を解決していくなかで、本證寺周辺の景観や「まちづくり」につながるようなイベント開催を促進する。



7-7-1

アートフェスティバル in 本證寺(平成 24 年)

### (2) 具体的な取組イメージ

国民文化祭・あいち 2016 において「本證寺太鼓フェスティバル」を開催し、今後の「まちづくり」につなげるように工夫する。

また、本證寺フェスティバルの継続により地域イベントとして盛り上げていけるようにサポートする。

地区の住民がおすすめの景観の写真撮影やスケッチを行うイベントを開催し、地域の見どころ景観を収集し、これらを眺めながらまち歩きをする。

住民がルートを決め、住民が見た見どころを冊子をまとめることで、景観を身近なものに感じてもらい、地域の子どもたち等との交流会も同時に開催することで、身の回りの景観を再発見し、好きになってもらえる取組を実施する。

地域に残る古い建築物や遺構、生活に豊かさを与えてくれる景観を見学し、参加した子どもたちの感想文は、都市景観のイベントで展示する。将来を担う子どもの言葉で、大人の意識も高まることが考えられる。

7-7-2 国民文化祭・あいち 2016 プレイベント チラシ

## 第8節 観光地としての位置付けと特産品等の開発

### (1) 基本的考え方

歴史愛好家に対してはオーセンティシティー（真正性）をPRし、堀の復元や土塁の整備、戦国時代の三河一向一揆の時代が感じられるような案内や資料展示など、本物志向者に対しても関心が持て、満足できるものとする。

また、ファミリー層へは食や憩いの空間等をPRし、寺院が持っている落ち着いた心安らげる空間や公園を散策して楽しめるようにする。

### (2) 具体的な取組イメージ

オーセンティシティー（真正性）の観点から、堀や土塁については安全性や維持管理を考慮しながらできる限り復元することとし、「ホンモノ」が持つリアリティを体感できるようにする。

本證寺境内にはヒメボタルが生息していることから、これらのホテルが生息できるような環境を維持し、公園部分にもこれらが生息できる環境づくりを検討する。これらは公園自体の維持管理の軽減的な側面も併せ持つことと、自然環境の維持、復元といった観点からも有効であると考えている。

特産品として、地域の料理の復活や、イナイモチなど、本證寺に来た人だけが楽しめるようなものが提供できることが望ましい。

また、本證寺ハスの会が育てているハスの実を用いたお菓子や料理を季節限定で出すことで、季節感が感じられるような工夫も考えられる。



G区で確認された外堀



ハスの実



イナイモチ



お茶会の様子

#### 7-8-1 具体的な取組イメージ

## 第9節 健康づくりへ活用する方策

### (1) 基本的考え方

第8次安城市総合計画の重点戦略は、「健幸都市推進プロジェクト」である。この3つの柱として、「きっかけづくり」、「しくみづくり」、「まちづくり」が挙げられている。例えば、本證寺を中心としたウォーキングコースとして「歴史の散歩道」を設定し、歩いたりサイクリングしたりしながら健康づくりにつながるようにすることが考えられる。

また、この歴史の散歩道をウォーキングする歴史ウォーキングイベントを開催し、歩きながら本證寺の歴史や、当地の特産品などが楽しめるようにする。

これらのルート設定や企画運営に関しては、ボランティア団体と協働で行うこととする。

本證寺がパーク&ライド、パーク&ウォークの拠点となるように検討を行う。

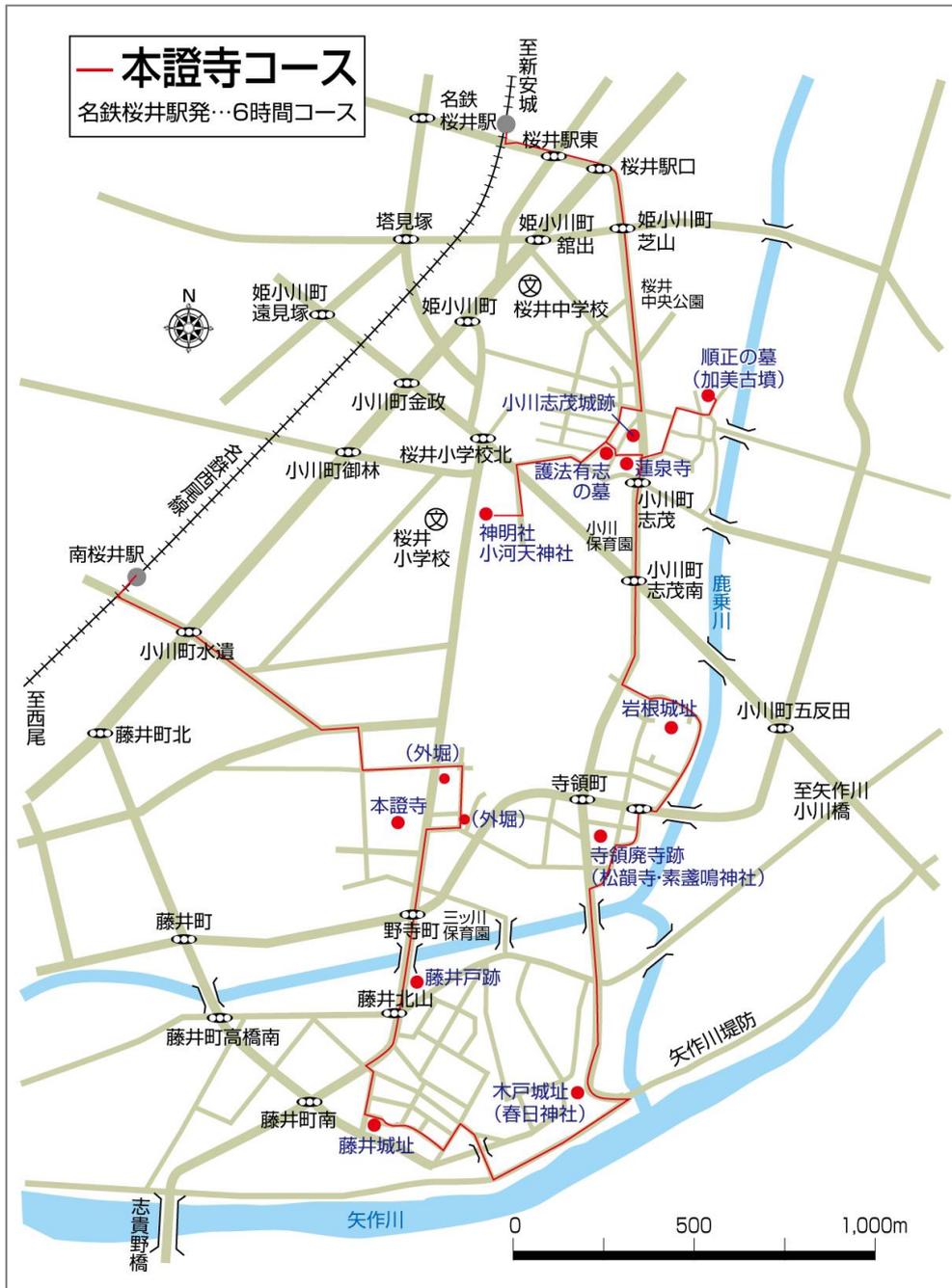
### (2) 具体的な取組イメージ

「わがまちの発見」をテーマにする（仮称）野寺百景選びなどイベントを開催しながら、地域に関心を持ち、そこを巡るようにするのも良い。

地域の昔の景観の写真を揃えることも有用である。かつての町や村に魅力的な景観があったことが分かる写真があると、これからの「まちづくり」に対する想像力を喚起したり、モチベーションを与えたりする効果がある。



7-9-1 春の歴史ウォーク「桜井古墳群を歩く」



7-9-2 本證寺コース (安城歴史の散歩道パンフレット)



「桜井古墳群と三河一向一揆めぐり」



「三河一向一揆の舞台 本證寺を歩く」

7-9-3 安城歴史の散歩道パンフレット